

北常三島町交差点 交通安全方策検討委員会

委員会の運営について

特定非営利活動法人
コモンズ

委員会の進め方について

- ・ 規約案
- ・ 委員のみなさんをお願いしたいこと

委員会の規約(案)

第1条. 目的

北常三島町交差点交通安全方策検討委員会(以下、検討委員会)は、県内でも交通事故が多発している事故危険箇所の一つである一般国道11号北常三島町交差点(徳島市北常三島町)の改善を図るための交通安全方策を検討する目的で設置する市民参加型の委員会である。検討委員会の目標は、現状の課題について共通認識に基づき、主として平成18年度に実施する交通事故を抑制させる方策の他、短期的に実現可能な利用者の利便性を改善できる方策について、国土交通省に対し、平成17年11月までに提言のとりまとめを行うことである。ただし提言の進行が遅れた場合は、提言のとりまとめが完了するまで期間を延長するものとする。



委員会の名称：北常三島町交差点交通安全方策検討委員会

委員会の目的：国道11号北常三島町交差点の交通安全方策を検討

委員会の目標：平成18年度に実施する交通事故を抑制方策

短期的に実現可能な利用者の利便性を改善できる方策

を国土交通省に平成17年11月までに提言をまとめること

提言とりまとめが遅れた場合、完了まで機関を延長する

委員会の規約(案)

第2条. 参加者

1. 委員の委嘱

検討委員会の委員は、国土交通省徳島河川国道事務所により委嘱される。委員は別表に定める。新たな委員の委嘱が必要であると検討委員会が決定した場合、検討委員会は国土交通省に対し、新たな委員の委嘱を要請することができる。

2. 委員の役割

委員は以下に示す役割を担う。

- 検討委員会における議論を円滑なものとするため、各委員はすべての会議に出席することを原則とする。
- 議論を効率的に運営するため、各委員は、事前に送付される資料を会議までに確認する。
- 何らかの事情により出席できない場合は、委員が指定する代理人に出席してもらうことができる。代理人による出席も不可能な場合は、運営者に対して事前に連絡するとともに、後日、運営者より送付される会議の要約を確認し、欠席する委員は書面にて参考意見の提出を行うこともできる。
- 各委員は、個人的意見ではなく、検討委員会における自らの役割を踏まえた上で、その意見をわかりやすく表現するとともに、自らの意見を他の委員が理解できるよう最大限努力する。

委員会の規約(案)

- ・委員会で入手した情報は委員会の進行に関わる目的以外には使用しない。
- ・特定の組織の代表者もしくは複数組織の代表者として出席している委員は、必要に応じ、検討委員会における議論および決定について自らが代表する組織に対し、継続的に情報提供を行う。

3. 代理人の役割

代理人は以下に示す役割を担う。

- ・委員の代理として発言する。
- ・事前に委員と十分に協議し、議事録および資料を確認することで検討の経緯について理解した上で会議に出席する。

4. 技術検討チームの役割

技術検討チームは以下の役割を担う。

- ・特定の利害関係者に与することなく、第三者的立場から、自らが有する情報及びそれに基づく見解を、委員及びその代理人からの依頼に基づき表明する。
- ・将来予測の結果を説明する場合、予測に用いた仮定及びモデルを同時に説明する。

委員会の規約(案)

5. 運営者の役割

検討委員会の運営者は(第三者機関の名称)に置く。第三者機関は、特定の委員の意見に与することなく、第三者としての立場から検討委員会の運営を行う。運営者は以下の作業を行う。

- ・全体会合および専門部会、すべての会合の議事次第を用意する。
- ・司会として議論の進行を支援する「ファシリテーション」を行う。
- ・全体会合および専門部会、すべての会合の議事を記録し、要約の素案を作成し、委員及び関係者配布し、次回会合において委員及び代理人により内容の確認を受けた後、所定の方法により一般公開する。
- ・必要に応じ、検討委員会の提言素案を作成する。
- ・公開の場での意見表明を希望しない委員及び代理人の代理として、委員間の情報伝達手段として機能する。
- ・公正な議事進行を心がけ、また検討委員会の審議結果に関して不偏的である。
- ・上記の規定をすべて遵守することを保証する。上記の規約が遵守されていないと検討委員会が判断した場合は、検討委員会は別の第三者による運営を国土交通省に対して要請することができる。

委員会の規約(案)

委員会の参加者と役割

委員(国土交通省より委嘱)

- ・原則として全ての会議へ出席
- ・事前の会議資料の確認
- ・欠席時は代理人の出席か書面による意見表明ができる
- ・委員会での役割を踏まえた意見を分かりやすく表明する
- ・委員会で得た情報は委員会の目的以外に使用しない
- ・組織を代表している場合、継続的に委員会の情報を提供する
- ・委員会の決定により新しい委員の委嘱を国土交通省に要請

代理人(委員が依頼)

- ・委員の代理として発言
- ・委員会の経緯を理解して出席

技術検討チーム

- ・第三者の立場で委員会の要請に対し、情報・見解を提供
- ・将来予測結果を説明する際は、予測モデルも説明

運営者(第三者の立場で運営)

- ・全ての会合の議事次第の準備
- ・会議のファシリテーション(進行)
- ・全ての会合の議事を記録、要約案を作成、委員に内容確認後、所定の方法で公開
- ・必要に応じ、提言素案の作成
- ・委員間の情報伝達手段の役割
- ・公正な議事、審議結果に不偏的
- ・上記を全て遵守することの保証

委員会の規約(案)

第3条 議論進行および意思決定

検討委員会の目標は、委員が情報を共有し、改善方策について検討し、委員の全員一致に基づく提言を作成することである。各委員は、自ら納得できるだけでなく、すべての委員が納得できる提言を作成するため協力する。議論を進行する過程で、検討委員会は、議論を円滑に進行するため、個別の課題について暫定合意を決議することができる。ただし、暫定合意は作業を円滑に進めるための合意であり、提言には暫定合意と異なる内容が盛り込むことも可能とする。委員もしくはその代理人の欠席や文章による意志表示が無い場合は、反対しないことと等価であるとみなす。



委員会の目標 : 委員の情報共有をもとにした、全員一致による提言の作成
委員の役割 : 自身だけでなく全委員が納得できる提言づくりへ協力
暫定合意 : 議論を円滑に進めるため、個別課題に暫定合意の決議ができる
提言には暫定合意と異なる内容を盛り込むことができる。
意志の表明 : 委員・代理人の欠席、文章による意思表示がない場合は、
委員会の決定事項に反対しないものとする。

委員会の規約(案)

公正かつ効率的な議論を実現するため、会議に参加する者は、以下の運営細則に従わなければならない。

(運営細則)

- ・委員、代理人、傍聴者は司会の指示に従う。
- ・委員および代理人は、事前に定められた議題に関連した発言を行う。
- ・発言しようとする者は挙手によりその意思を示す。
- ・挙手の有無にかかわらず、司会が指示した者に発言権が与えられる。
- ・各委員および代理人は、会議の場にいるすべての委員、代理人が発言の機会を持てるよう最大限配慮する(必要に応じ、運営者の指示で発言時間に制約を設ける)。
- ・一度に一名だけが発言する。ある者が発言している間は、その他の委員、代理人、技術検討チームは前者の発言を遮らない。
- ・委員、代理人、運営者、技術検討チームを誹謗、中傷する発言は行わない。
- ・委員および代理人は、他の委員および代理人の意見を代弁しない。

各委員は、検討委員会に関する懸念や課題について、検討委員会の場以外であっても、運営者に対して直接個別に連絡を取り、相談することができる。個別相談の内容は、当該委員の承諾なき限り、運営者はいかなる者にも明らかにしない。

委員会の規約(案)

運営細則

公正で効率的な議論を進めるため、会議参加者が守るべきルール

- ・委員、代理人、傍聴者は司会の指示に従う。
- ・委員および代理人は、事前に定められた議題に関連した発言を行う。
- ・発言しようとする者は挙手によりその意思を示す。
- ・挙手の有無にかかわらず、司会が指示した者に発言権が与えられる。
- ・各委員および代理人は、会議の場にいるすべての委員、代理人が発言の機会を持てるよう最大限配慮する
(必要に応じ、運営者の指示で発言時間に制約を設ける)。
- ・一度に一名だけが発言する。ある者が発言している間は、その他の委員、代理人、技術検討チームは前者の発言を遮らない。
- ・委員、代理人、運営者、技術検討チームを誹謗、中傷する発言は行わない。
- ・委員および代理人は、他の委員および代理人の意見を代弁しない。

各委員は、検討委員会の場合以外でも、検討委員会に関する懸念や課題について、運営者と直接、相談することができる。

相談内容は、当該委員の承諾なき限り、運営者は他の誰にも明らかにしない。

委員会の規約(案)

第4条 作業部会

必要に応じ、特定課題について集中的議論を行うための作業部会を設置する。各作業部会における作業結果については運営者が全体会合の場で報告する。

第5条 傍聴

全体会合は一般公開の場で開催する。誰もが傍聴者として全体会合に参加することができる。作業部会は原則非公開とする。

傍聴者は以下の規定に従うこととする。

- ・委員及び検討委員会関係者とは別の場所に着席する。
- ・傍聴者が意見を述べるために別途設けられる時間以外は静粛にする。
- ・会場へ資料や物品などを持ち込んだり配布をしない。
- ・司会の許可なく、写真撮影、ビデオ撮影、録音を行わない(ここでいう傍聴者には報道機関を含む)。司会は必要に応じ、会議に出席している委員全員の承諾を得た上で、写真撮影、ビデオ撮影、録音の許可を与える。
- ・司会の指示に従う。司会は自らの判断で傍聴者に退場を命じることができる。

委員会の規約(案)

第6条 公表

検討委員会は一般公開で行う。検討委員会は、その議論の進捗について広報を行う。

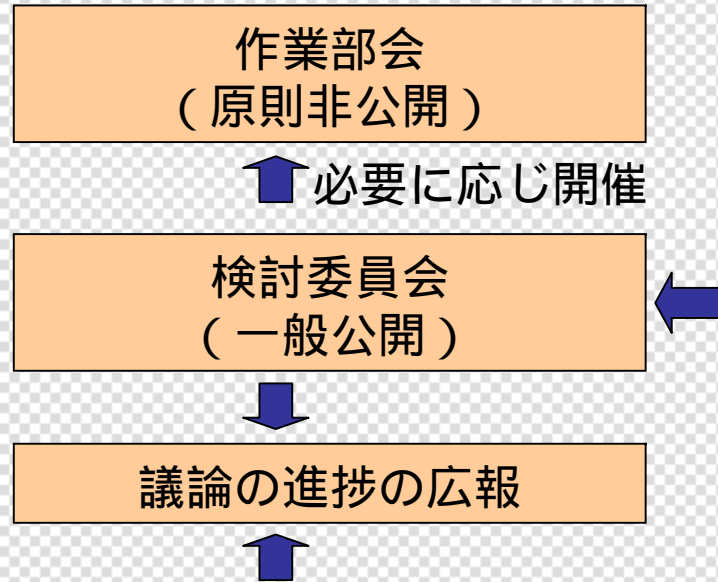
運営者は、検討委員会の広報を支援するために以下の役割を担う。

- ・広報の手段及び内容について案を作成し、検討委員会に諮る。
- ・会議の要約等、検討委員会が公表する資料類を希望者に対し配布する。
- ・検討委員会について情報提供を希望する者の名簿を作成し、会議の要約及び広報資料等を配布する。
- ・検討委員会に関するウェブサイトを設置し、公表資料を掲載する。

各委員及びその代理人は検討委員会以外の場において自らの意見を表明する自由を有する。しかし各委員は、検討委員会以外の場で、他の委員及び運営者の発言を引用しないこと、また他の委員及び運営者がどのような意見を持っているかについて発言しないこととする。

記者会見は開催しない。検討委員会の議論の進捗について報道機関に通知するため、運営者が広報資料の一部として、定期的に記者発表資料素案を作成することがある。運営者は、記者発表資料素案の内容について全委員の承諾を得た後、検討委員会名で記者発表資料を公表する。記者発表資料の配布については、国土交通省徳島河川国道事務所の協力を要請する。

委員会の規約(案)



傍聴のルール

- ・定められた傍聴席に着席する
- ・意見を求められる場合以外は静粛にする
- ・会場内で資料・物品の配布をしない
- ・許可なく、写真撮影、ビデオ撮影、録音をしない(司会は委員全員の承諾があれば許可をすることができる)
- ・司会の指示に従う。
- ・司会の判断で傍聴者に退場を命じることができる。

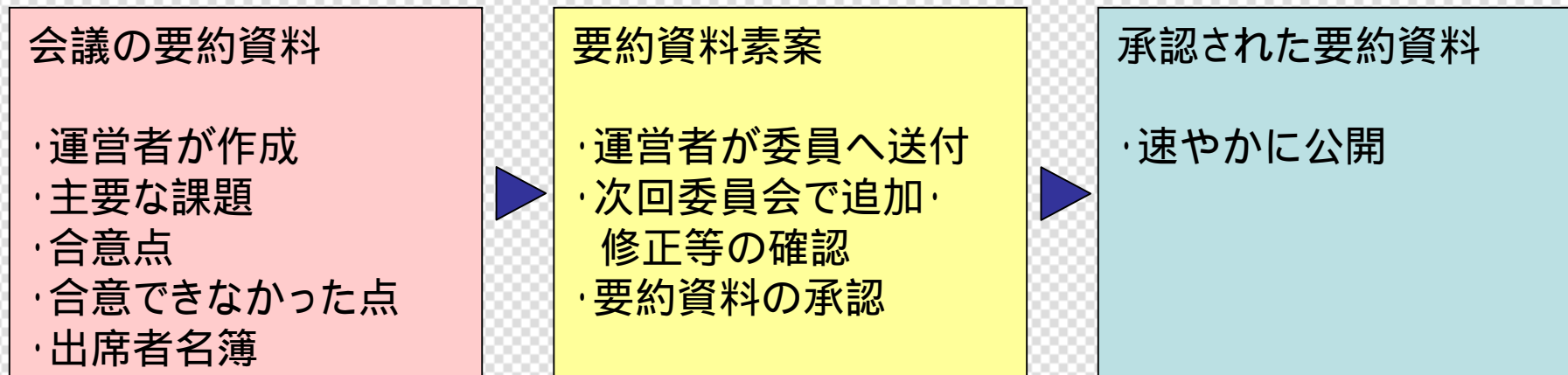
運営者：委員会の広報の支援

- ・広報の手段及び内容について案を作成し、検討委員会に諮る。
- ・会議の要約等、検討委員会が公表する資料類を希望者に対し配布する。
- ・検討委員会について情報提供を希望する者の名簿を作成し、会議の要約及び広報資料等を配布する。
- ・検討委員会に関するウェブサイトを設置し、公表資料を掲載する。
- ・記者会見は開催しない。運営者が広報資料の一部として、記者発表資料素案を作成し、全委員の承諾後、検討委員会名で記者発表資料を公表する。記者発表資料の配布については、国土交通省の協力を要請する。

委員会の規約(案)

第7条. 会議の要約資料

運営者は、検討委員会及び作業部会において行われた議論の要約資料を作成する。要約資料には、議論された主な課題と、合意できた点、合意できなかった点についてそれぞれ、委員の氏名を挙げることなく記載される。各会議の後、要約資料の素案が、運営者から各委員に送付される。次回会議の冒頭で、追加および修正について運営者が確認した後、要約資料の承認が行なわれる。承認された要約資料は速やかに公開される。また、各会議の出席者名簿が会議の要約に必ず添付される。



委員の皆様へのお願い(案)

(1) 委員会での留意事項

- ・委員はすべての委員会に出席出来るように心がけてください。どうしても、出席出来ない場合には、代理人を立てるとか書面にて意思表示ができるようになっていきます。
- ・事前に送付される資料は、委員会までに目を通しておいてください。
- ・意見を述べる時は、他の委員にも理解できるように、わかりやすい表現をしてください。
- ・委員の間で意見の対立があっても、お互いの考え方を理解するように心がけてください。
- ・各委員は、全ての委員が満足できる解決案を、まとめられるように努力してください。

委員の皆様へのお願い(案)

(2) 委員会後の留意事項

- ・各委員へは、委員会が終了後、会議内容の要約が送付されますので、内容を確認して、訂正や意見があれば期日までに書面にて意思表示してください。
- ・次回の委員会の冒頭に、前回会議の要約と意見を、最終的に確認していただき、承認が得られた会議内容は、速やかに委員会のホームページ等で公開します。

委員の皆様へのお願い(案)

(3) 情報提供と公開の留意事項

- ・委員自らが代表する組織へは、必要に応じ承認された会議内容等の情報を提供してください。
- ・欠席した委員への情報提供は、委員会終了後、会議内容の要約を送付しますので、意見があれば期日までに書面にて意思表示してください。
- ・委員会は、一般市民の傍聴席を設け公開で行います。
- ・委員会終了後直ちに、近隣住民への広報として、委員会瓦版（プログラム程度の内容）を作成し新聞折り込み等で配布します。また、同時に同じ内容をホームページで公開します。
- ・委員会の会議内容については、委員会の確認、承認後速やかにホームページで公開します。

委員会の運営体制について

委員会の運営体制(案)

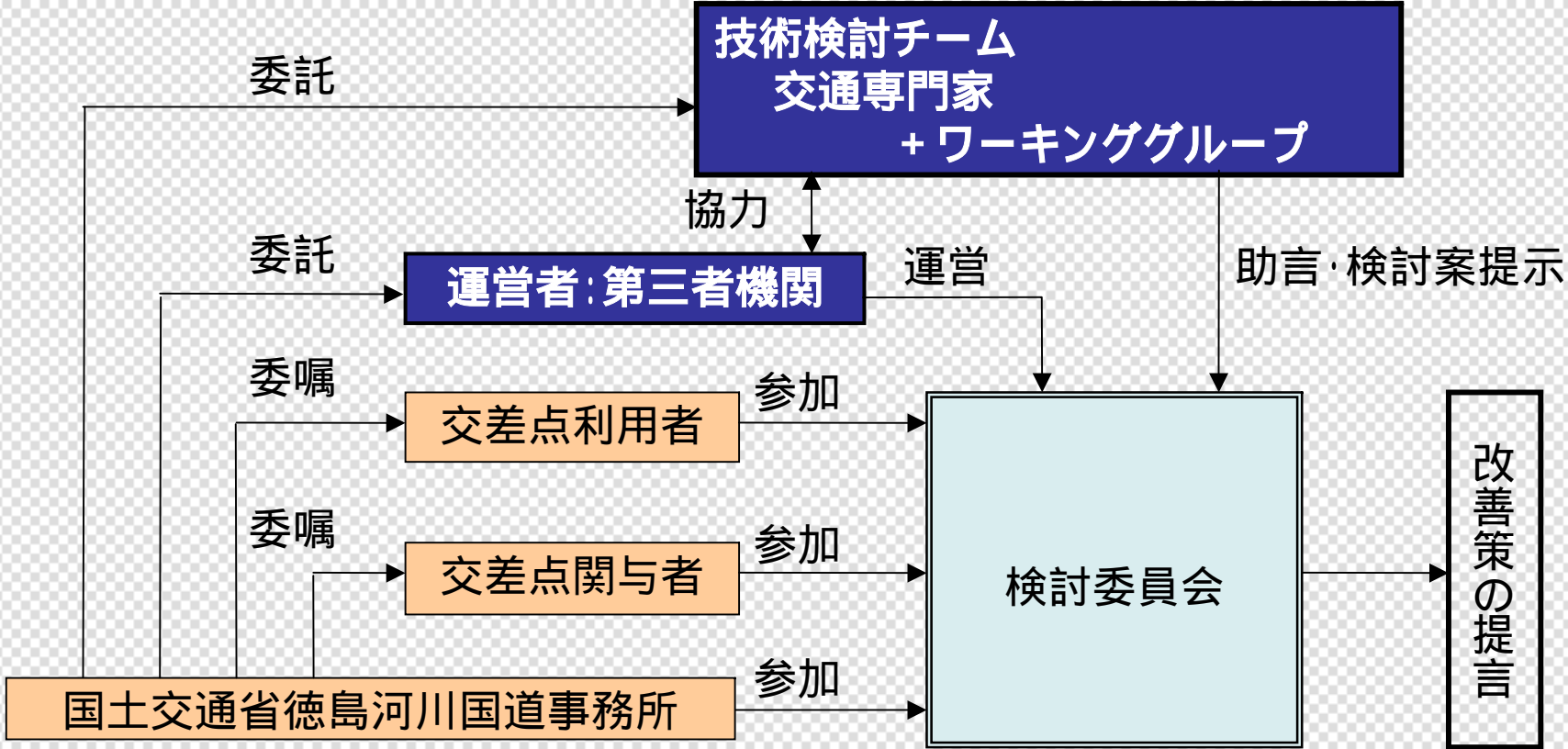
最終報告書に示されているように、委員会の運営事務や進行は、北常三島町交差点の改善方策の検討について、委員による検討を中立の立場から支援できる第三者機関が担当することが求められています。

この第三者機関は、委員会運営に関する知識(ファシリテーション等を用いた議論の進行、議事録のとりまとめなど)および北常三島交差点に関する知識(周辺地域・地区の名称(俗称含む)、周囲の道路ネットワーク、道路設計に関する基礎知識など)を有する者により構成されることが求められています。

また、委員会は、交通工学等の技術的専門知識に関するアドバイスを第三者的立場から行う「技術検討チーム」の協力を依頼することができ、この技術検討チームは第三者機関が推薦することになっています。

こうした点を考慮し、委員会の当初から技術検討チームの協力を得て、運営者と技術検討チームが協力をしながら、第三者として中立の立場で委員会を支援することが望ましいと考えています。

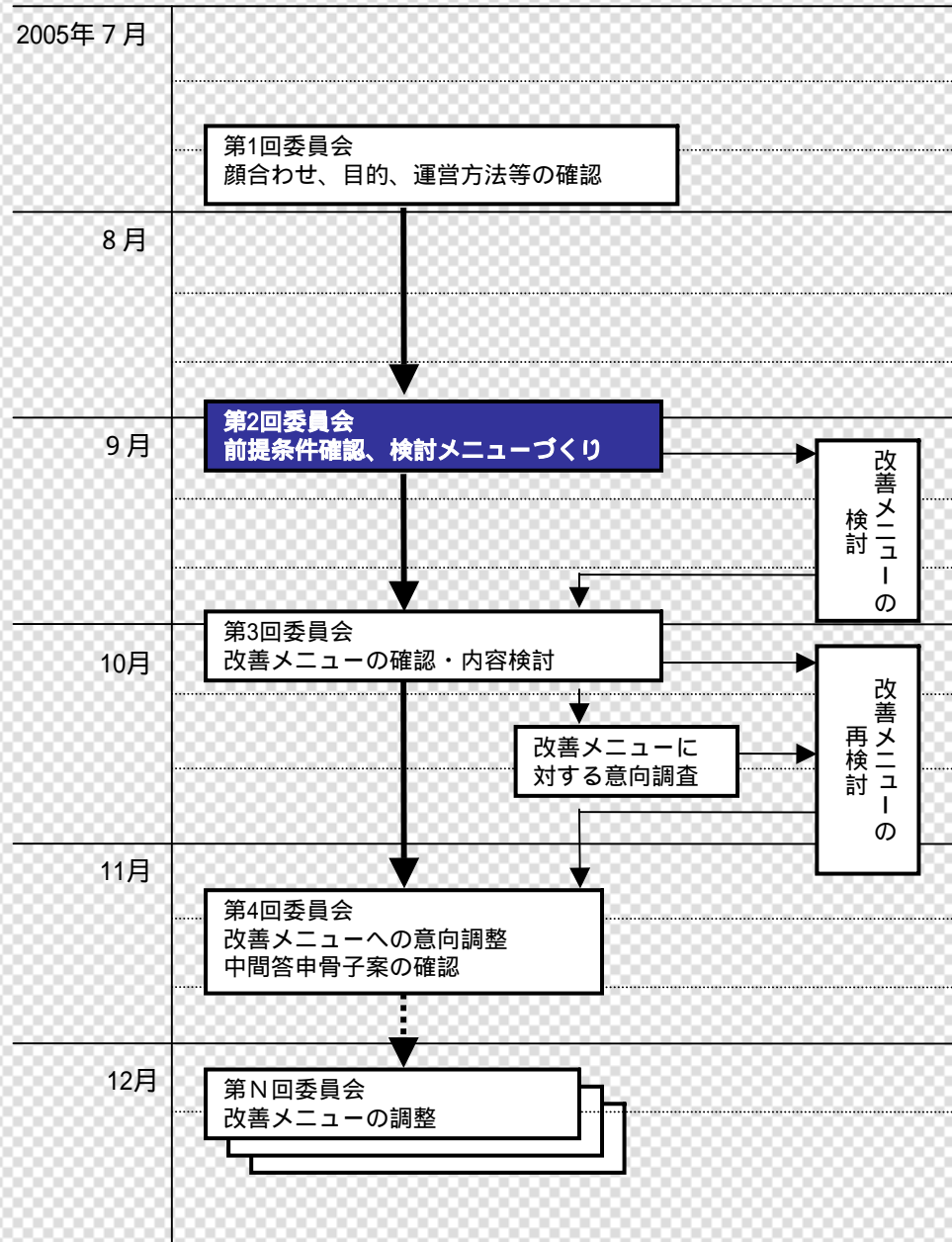
委員会の運営体制(案)



運営者(第三者機関): NPO法人 commons + 土木学会四国支部
技術検討チーム: 徳島大学工学部山中教授 + オリエンタルコンサルタント

委員会のスケジュールと 議題について

委員会のスケジュール(案)

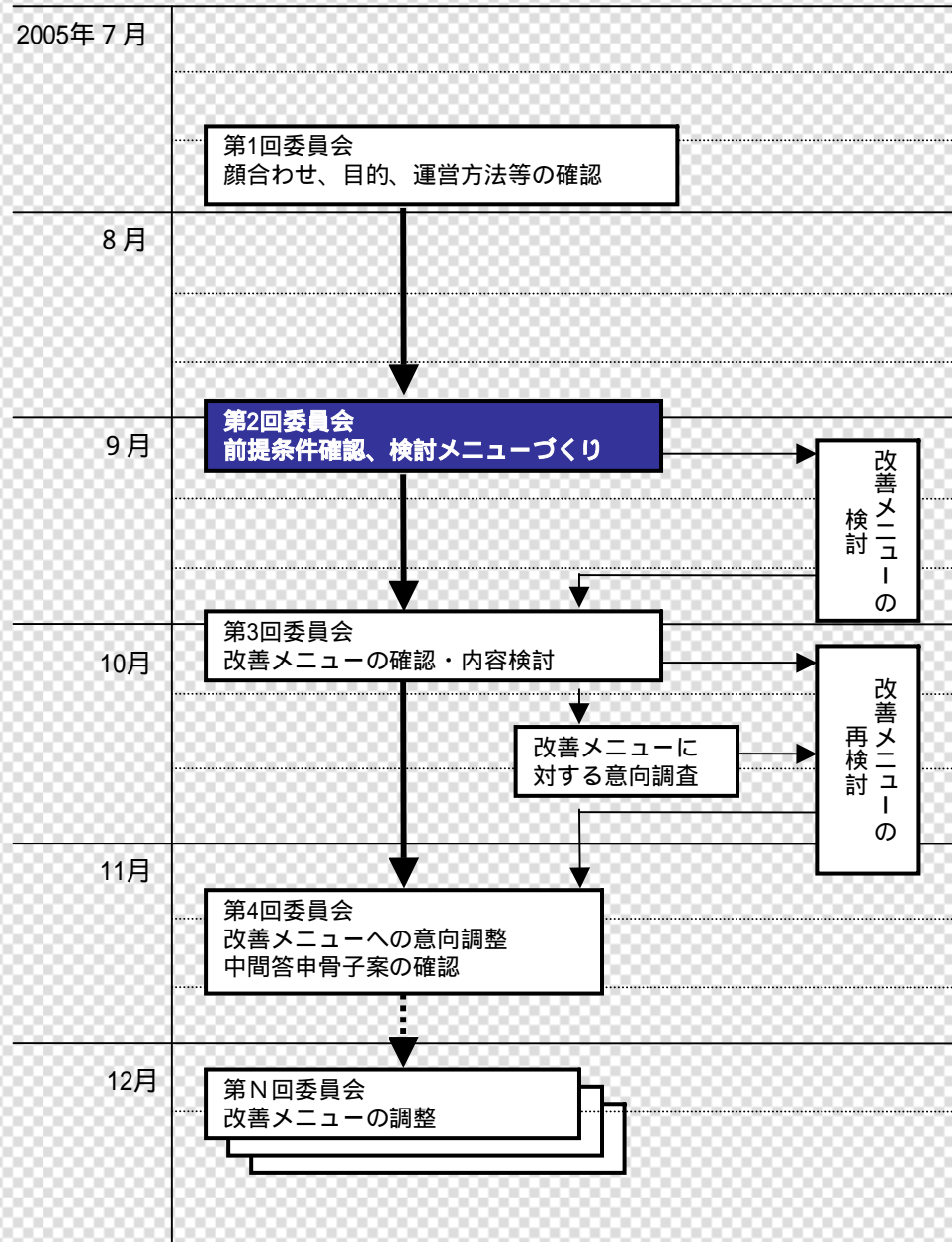


第2回委員会

(9月上旬開催予定)

- ・交差点の現状の確認(道路形態、道路構造、車線区分、信号現示、事故発生状況等)
- ・交差点周辺関連事業の確認(東環状道路、市民病院改築)
- ・委員会における問題点の検討範囲の確認
- ・交差点に係る問題点の確認(最終報告書の内容を主体や課題別に整理し提示)

委員会のスケジュール（案）



第2回委員会

(9月上旬開催予定)

- ・問題点の評価と共有化
整理された問題点を各委員が解決すべき課題かどうか評価し、委員間で問題点の共有化を図る
結果を評価マトリックスにまとめ、課題毎に委員の関心の所在を明らかにする

- ・検討メニューの作成
評価マトリックスに整理された共感度の高い課題について、技術検討チームに改善策の検討を求め、委員間の合意形成を図る。

検討メニュー：技術検討チームに
検討を求める問題点のリスト

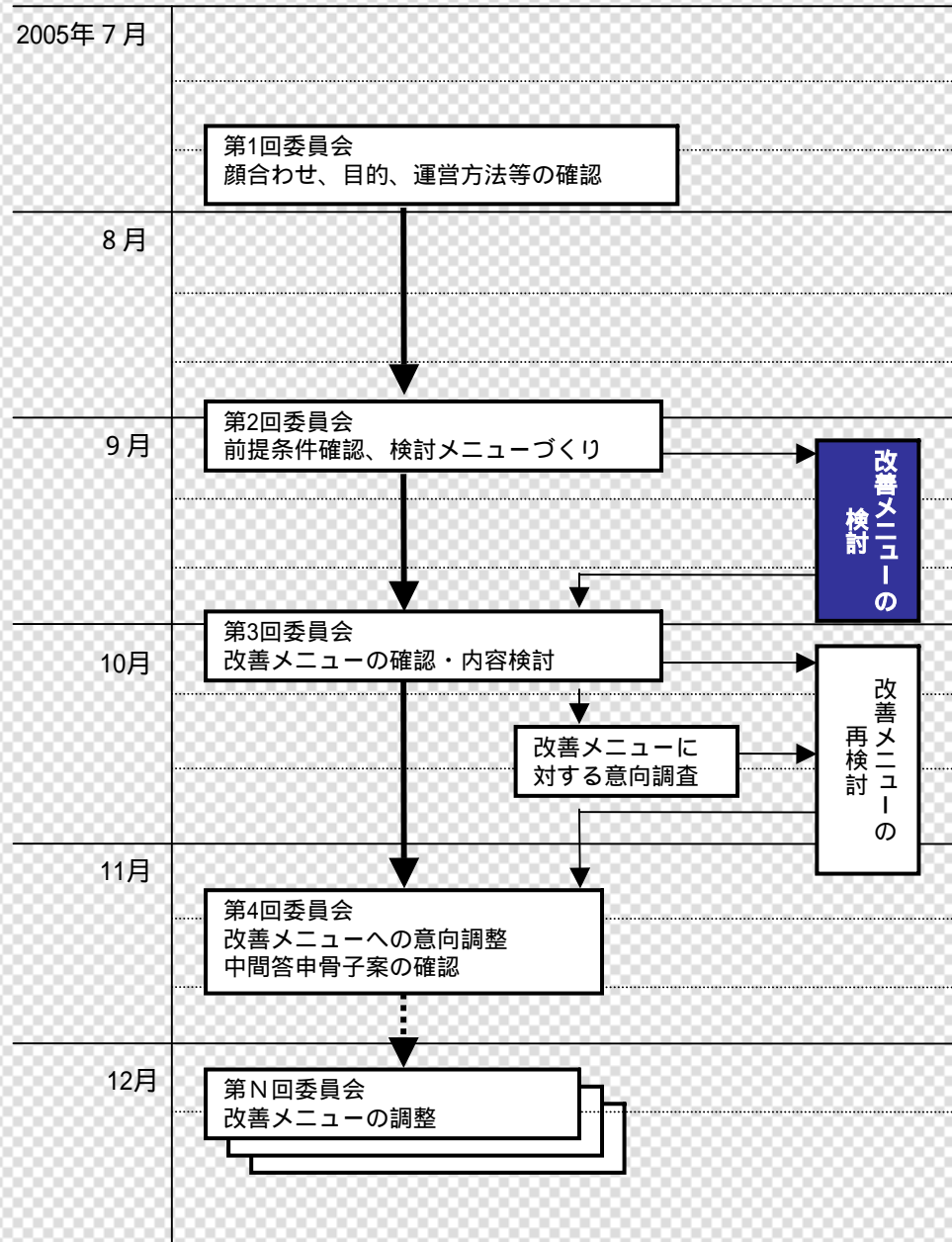
評価マトリックス例

問題点の指摘者
指摘された問題点への共感者

項目	場所	問題点	委員 A	委員 B	委員 C	委員 D	委員 E	委員 F	委員 G
安全性	A-2 B-3	歩道橋の死角							
安全性	A-3	自転車道の 位置							

評価マトリックス: 交差点の問題点に対し、各委員の評価を一覧表に整理したもの

委員会のスケジュール（案）



改善メニューの検討

(9月上旬～9月下旬)

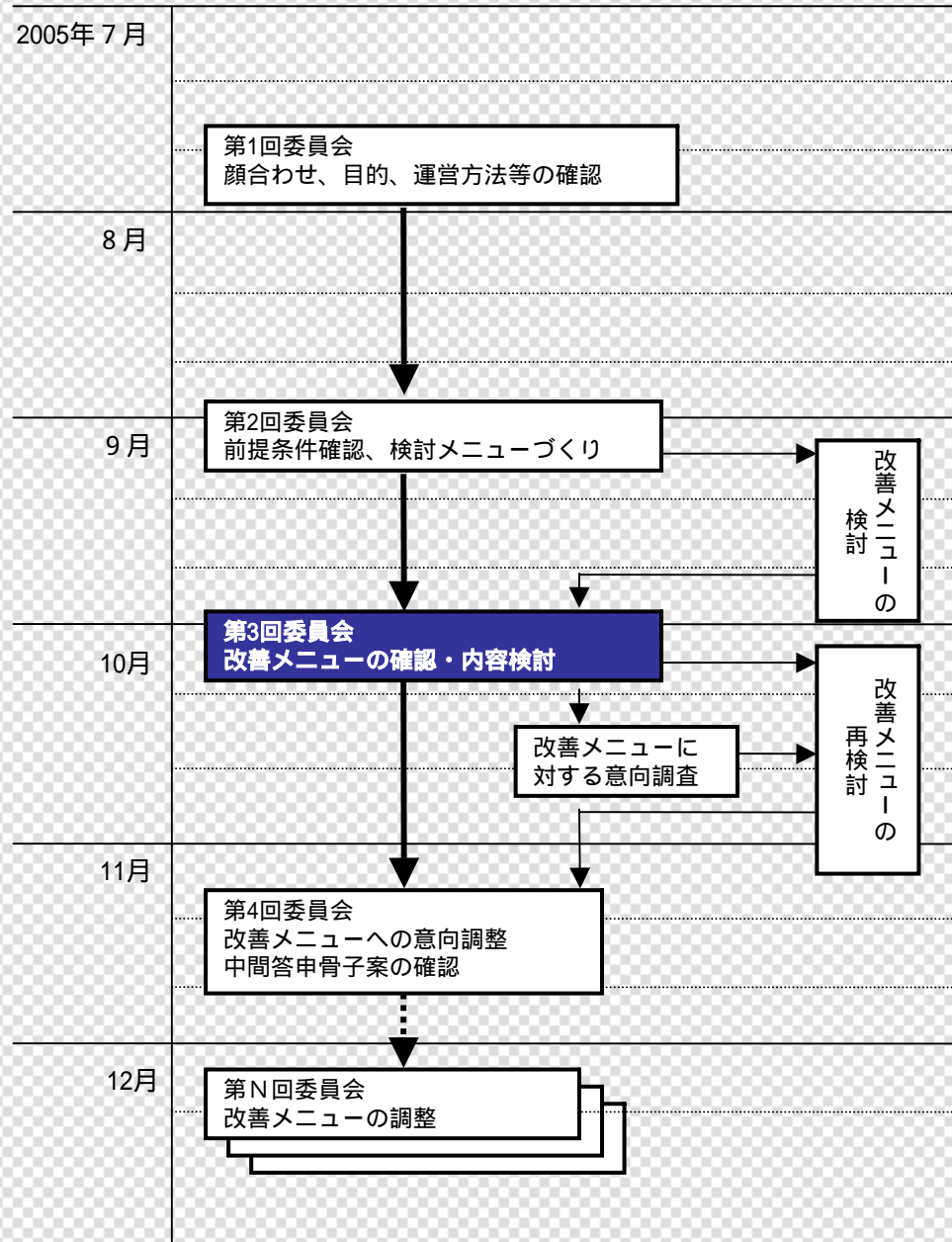
第2回委員会で提示された検討メニューに基づき、技術検討チームが課題を解決するための改善策を検討する。

検討は課題解決のための技術的な側面に限定し、特定の利害関係者の意向が反映されないようにする。

また、可能な限り、代替案も検討する。

改善メニュー：技術検討チームから提示される交差点改善案のリスト

委員会のスケジュール（案）

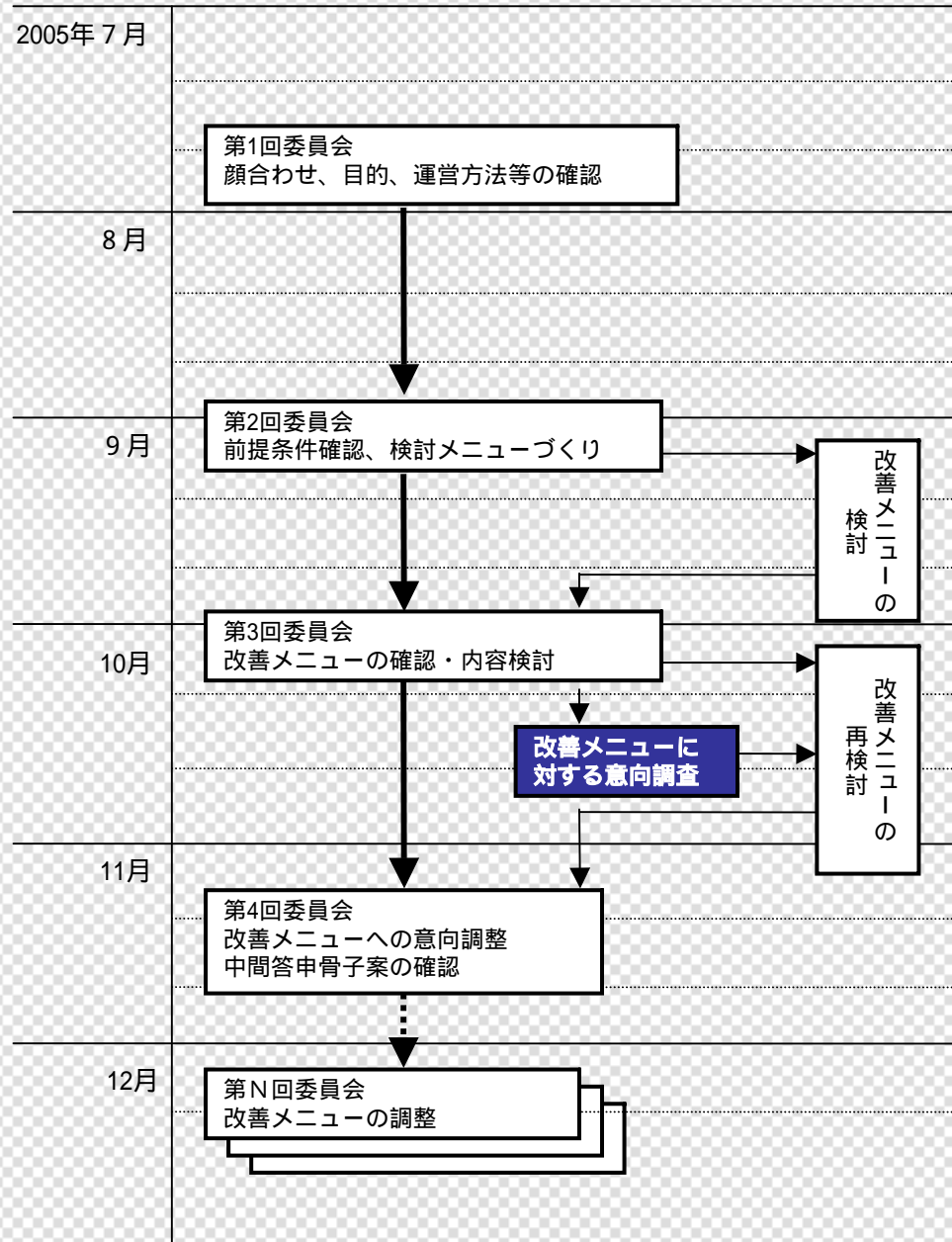


第3回委員会

(10月上旬開催予定)

- ・改善策選択基準の確認
- ・改善メニューの確認
技術検討チームによる改善メニューの説明と質疑応答
- ・改善メニューの内容検討
各委員が改善メニューに対し、利用面などによる課題が予測されないかどうか検討し、「受け入れられるもの」、「調整点はあるが、受け入れ可能なもの」、「受け入れられないもの」に整理をする。

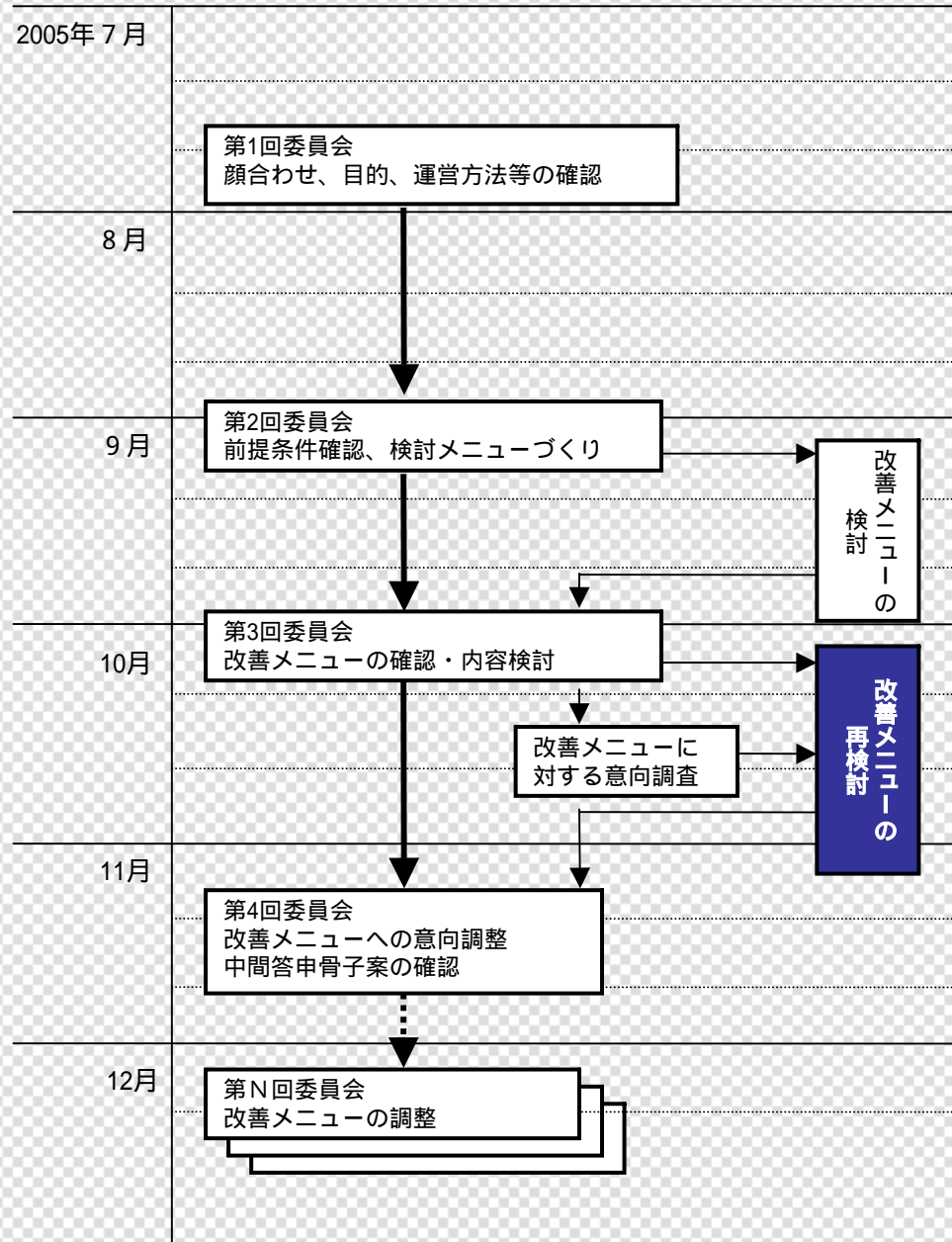
委員会のスケジュール(案)



委員へのアンケート調査
(10月中旬～下旬)

第3回委員会で各委員が全ての改善メニューに対する意向を表明することは困難と考えられるため、一定の検討期間を置いて、各委員へアンケート(聞き取り)調査を行い、改善メニューに対する最終的な意向を表明してもらう。

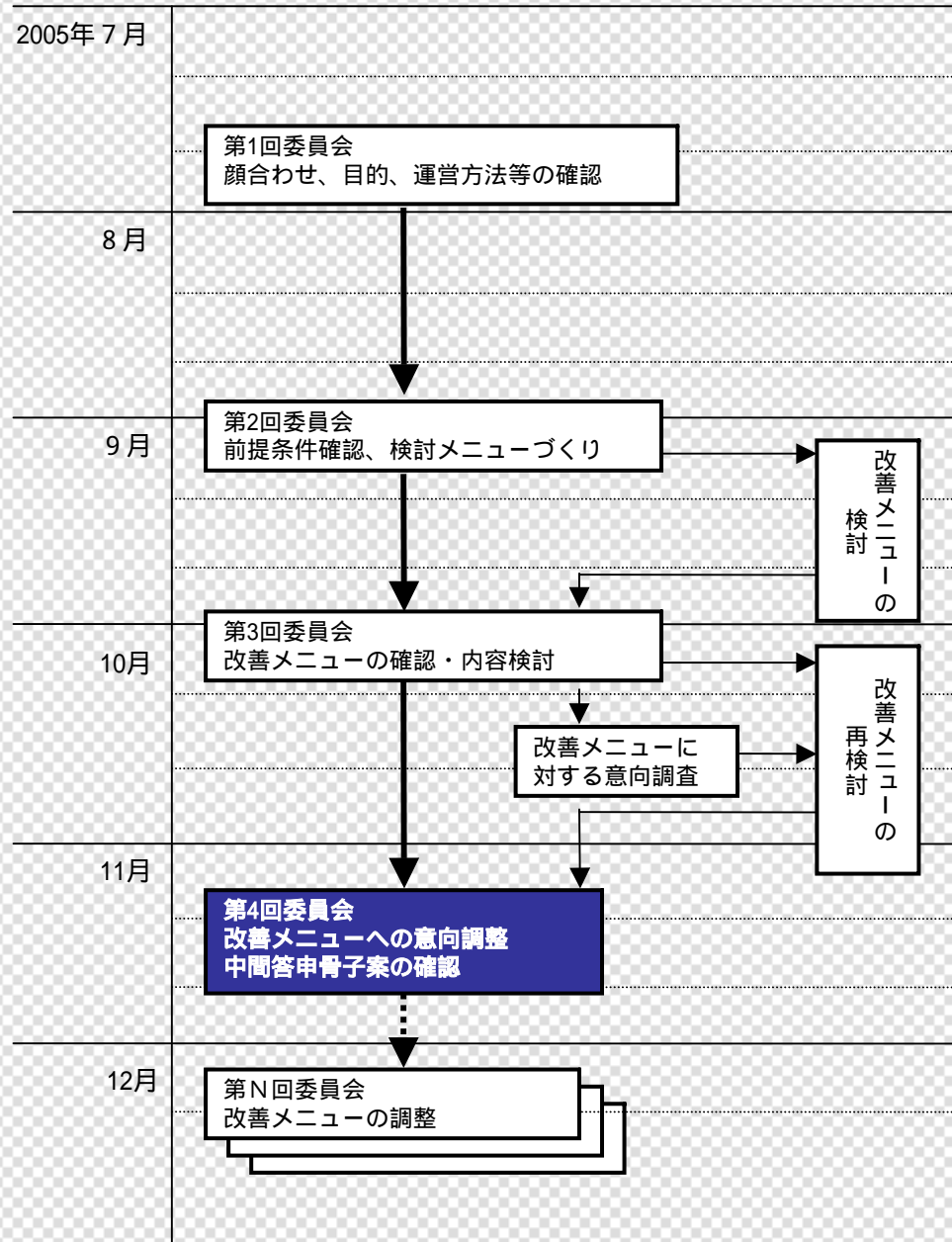
委員会のスケジュール(案)



改善メニューの再検討 (10月上旬～11月上旬)

第3回委員会とアンケート調査の結果を踏まえ、技術検討チームは改善メニューの内容を再検討し、委員による合意が可能と考えられる案を作成する。

委員会のスケジュール(案)



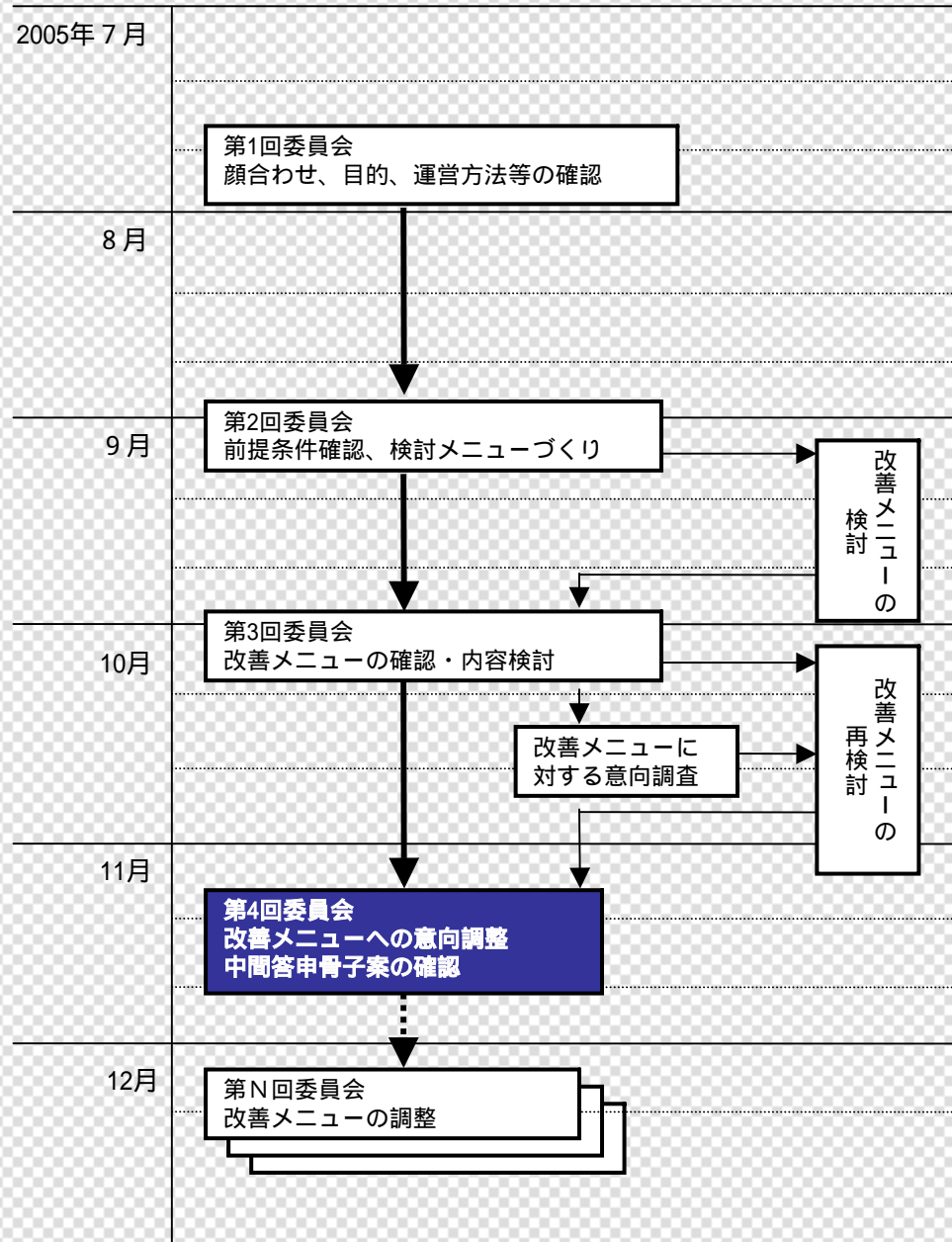
第4回委員会

(11月中旬開催予定)

・改善メニューに対する各委員の意向の確認、合意状況の提示
合意可能な改善案、調整は要するが合意可能な改善案、合意が困難な改善案

・再検討された改善案の確認
合意に調整を要する改善案について、技術検討チームが再検討したものを提示
委員による内容検討後、合意調整を図る

委員会のスケジュール(案)



第4回委員会

(11月中旬開催予定)

- ・ 中間提言の概要確認
- ・ 今後の展開についての協議
更に調整を図ることで合意可能な改善策が残された場合、その取り扱いの協議
委員会の今後についての協議

委員会での検討課題について

- ・ 関係者分析により明らかに
なつた交差点の問題点
- ・ 委員会の検討課題

関係者分析調査により明らかにされた交差点の問題点

5つの問題点

多くの関係者が認識している問題点は以下の5つに分類された。

問題点	
	南北方向（国道）交通にかかわる諸問題
	東西方向（県道・市道）交通にかかわる諸問題
	交差点の視認性にかかわる諸問題
	自転車路に関する諸問題
	上記以外に指摘のあった諸問題

問題点の性格

関係者が認識している問題点は3つの性格に分類できる。

問題点の性格	
	交通安全にかかわる諸問題
	交通渋滞にかかわる諸問題
	その他の諸問題（利便性・状況）

問題点の性格

(:指摘のあった課題、 指摘のなかった課題)

: 南北方向（国道）交通にかかわる諸問題		交通安全	交通渋滞	その他
- 1 : 南北方向交通における自動車の右折時にかかわる問題	北からの右折			
	南からの右折			
	南北共通			
- 2 : 南北方向交通における自動車の左折時にかかわる問題	北からの左折			
	南からの左折			
	南北共通			
	国道沿線駐車場への出入口			
- 3 : 南北方向交通における自動車の直進時にかかわる問題	北からの直進			
	南からの直進			

：東西方向（県道・市道）交通にかかわる諸問題		交通安全	交通渋滞	その他
- 1：東西方向交通における自動車の右折時にかかわる問題	西からの右折			
	東からの右折			
- 2：東西方向交通における自動車の左折時にかかわる問題				
- 3：東西方向交通における自動車の直進時にかかわる問題	西からの直進			
- 4：北側マンション前出入口にかかわる問題				
- 5：東西方向における容量不足・渋滞にかかわる問題				
- 6：東西に3交差点が隣接していることにかかわる問題				
- 7：西側交番前交差点付近にかかわる問題				
- 8：東側市民病院入口交差点付近にかかわる問題				

：交差点の視認性にかかわる諸問題	交通 安全	交通 渋滞	その 他
- 1：歩道橋の存在による視認性にかかわる問題			

：自転車路に関する諸問題	交通 安全	交通 渋滞	その他
- 1：自転車横断にかかわる問題			
- 2：自転車路の歩行者横断にかかわる問題			

：上記以外に指摘のあった諸問題	交通安全	交通渋滞	その他
- 1 : 交通量			
- 2 : 渋滞			
- 3 : 車線設定			
- 4 : 交差点・道路形状			
- 5 : 歩道橋			
- 6 : 自転車路			
- 7 : 歩道			
- 8 : 信号システム			
- 9 : 周辺施設立地			
- 10 : マナー			
- 11 : ガードレール			
- 12 : 道路標識・表示			
- 13 : その他			

委員会の検討課題について

委員会の目的

平成18年度に実施する交通事故を抑制する方策

短期的に実現可能な利用者の利便性を改善できる方策

について、提言をまとめること

5つの問題点

- ・ 南北方向（国道）交通にかかわる諸問題
- ・ 東西方向（県道・市道）交通にかかわる諸問題
- ・ 交差点の視認性にかかわる諸問題
- ・ 自転車路に関する諸問題
- ・ その他の諸問題



問題点の性格

・ **交通安全にかかわる諸問題**

・ 交通渋滞にかかわる諸問題

・ その他の諸問題

交差点の利便性

交差点の状況

委員会検討課題

交通事故を抑制につながる課題

短期的に実現可能と考えられる課題

利用者の利便性の改善につながる課題

を中心に検討を進める